公有財産台帳の登録誤り

対象受検機関	検出事項			是正を求める事項	措置の内容
環境農林水産部 水産課	下記について、公有財産台帳の登録内容に誤りがあった。			検出事項について、速やかに是正措置を講じる とともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行	
	財産種別 誤	施設名	財産名称	修正を行った。	12 — — — 17
	建物 工作物	深日漁港	トイレ	【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務	また、法令等に基づき適正な事務処 理を行うよう所属内に周知徹底を行
	建物 工作物	小島漁港	トイレ	第2節 公有財産台帳の整備 第2 台帳整備 1 台帳への登録 (2) 建物等の定義 ① 建物 建物とは、屋根及び周壁又は、これと同等 のものを有し、土地に定着した建築物であっ て、その目的とする用途に供する状態にある ものをいう(原則として、仮設建築物は含まれない。)。 周壁(側壁も同様とする。)とは、社会通念 上容易に取り外しのできないものであり、当 該建築物の軒の高さの1/2以上を占めるも のをいう。 ②工作物 工作物とは、土地の定着物(立木を除く。) のうち、建物以外のもので継続して独立の効 用を果たすものをいう。土地の定着物とは、 土地に固定的に付着して容易に移動しえない ものであって、土地から分離すれば、当該財産としての効用を果たさないものをいう。	った。
			Df·本 /+		: 平成30年6月4日から同月28日まで)

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年6月4日から同月28日まで)